

板柳町地域防災計画

－火山災害対策編－

(素案)

令和 6 年 1 1 月

板柳町防災会議

一 目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 各機関の実施責任	3
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第6節 町の自然的・社会的条件	3
第7節 本町に影響を及ぼすと考えられる活火山	4
第8節 災害の記録	9
第9節 火山災害の想定	10
第2章 防災組織	17
第1節 板柳町防災会議	17
第2節 動員計画	18
第3節 板柳町災害対策本部	20
第4節 防災関係機関の災害対策組織	20
第5節 火山防災協議会	21
第3章 災害予防計画	23
第1節 調査研究及び監視観測の推進	23
第2節 業務継続性の確保	24
第3節 防災業務施設・設備等の整備	24
第4節 青森県防災情報ネットワーク	24
第5節 自主防災組織等の確立	25
第6節 防災教育及び防災思想の普及	26
第7節 企業防災の促進	28
第8節 防災訓練	29
第9節 避難対策	30
第10節 登山者・観光客等の安全確保対策	32
第11節 災害備蓄対策	33
第12節 要配慮者安全確保対策	33
第13節 防災ボランティア活動対策	33
第14節 災害廃棄物対策	34

第15節	文教対策.....	34
第16節	警備対策.....	34
第17節	交通施設対策.....	35
第18節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策.....	35
第19節	複合災害対策.....	35
第4章	災害応急対策計画.....	36
第1節	噴火警報等の発表及び伝達.....	36
第2節	情報収集及び被害等報告.....	48
第3節	通信連絡.....	50
第4節	災害広報・情報提供.....	51
第5節	自衛隊災害派遣要請.....	52
第6節	広域応援.....	52
第7節	航空機運用.....	52
第8節	避難.....	53
第9節	消防.....	55
第10節	救出.....	55
第11節	食料供給.....	55
第12節	給水.....	55
第13節	応急住宅供給.....	56
第14節	遺体の捜索、処理、埋火葬.....	56
第15節	障害物除去.....	56
第16節	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与.....	57
第17節	医療、助産及び保健.....	57
第18節	被災動物対策.....	57
第19節	輸送対策.....	57
第20節	労務供給.....	58
第21節	防災ボランティア受入・支援対策.....	58
第22節	防疫.....	58
第23節	廃棄物等処理及び環境汚染防止.....	58
第24節	金融機関対策.....	59
第25節	文教対策.....	59
第26節	警備対策.....	59
第27節	交通対策.....	59
第28節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策.....	60
第29節	石油燃料供給対策.....	60

第5章	災害復旧対策計画.....	61
第1節	公共施設災害復旧.....	61
第2節	民生安定のための金融対策.....	61
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画.....	61
第6章	継続災害への対応方針.....	62
第1節	避難及び安全確保対策.....	62
第2節	避難指示等の解除及び一時立入等の対応.....	63
第3節	被災者の生活支援対策.....	64

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、火山災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、板柳町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を火山災害から保護することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための住民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、火山災害に係る町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。
なお、風水害等防災計画、地震防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等については、板柳町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 火山災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要のつど修正するものである。
- 4 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべき事項については、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。
- 4 町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平時から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第1章 総 則

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

第1章 総則

板柳町地域防災計画（火山災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、風水害等の災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。

第2章 防災組織

防災対策の実施に万全を期するため、町並びに防災関係機関の防災組織及び体制について定めるものである。

第3章 災害予防計画

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定めるものである。

第4章 災害応急対策計画

火山災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第6章 継続災害への対応方針

火山噴火が長期化した場合に講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

火山災害対策における「各機関の実施責任」は、風水害等災害対策編第1章第4節「各機関の実施責任」に準じる。

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

火山災害対策における「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」は、風水害等災害対策編第1章第5節「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第6節 町の自然的・社会的条件

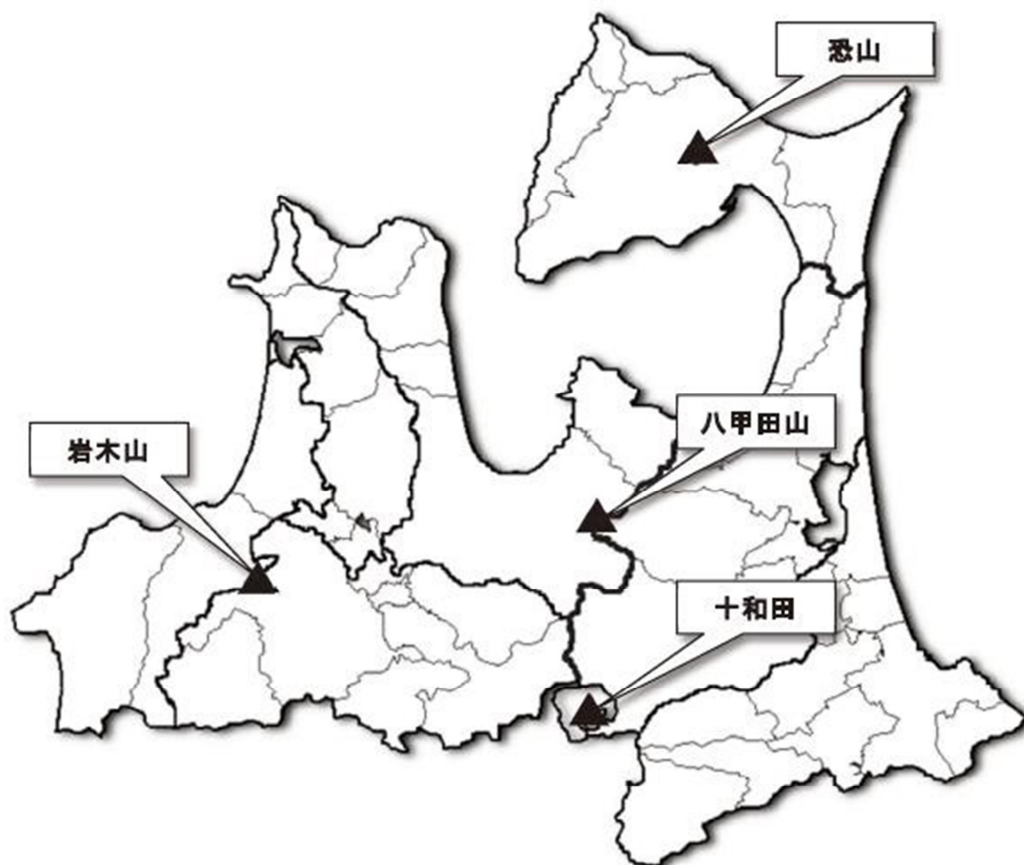
火山災害対策における「町の自然的・社会的条件」は、風水害等災害対策編第1章第6節「町の自然的・社会的条件」に準じる。

第7節 本町に影響を及ぼすと考えられる活火山

本町近辺の山岳のうち、岩木山、十和田が活火山（火山噴火予知連絡会ではおおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義している。）に選定されている。

岩木山及び十和田は、おおむね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録が残されている。岩木山及び十和田は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山（常時観測火山）」に選定され、仙台管区気象台において常時観測を行っている。

■ 青森県の活火山



1 岩木山（常時観測火山）

(1) 位置

北緯 40° 39′ 21″ 東経 140° 18′ 11″ 標高 1,625m（岩木山）（三角点）

(2) 概要

岩木山（標高1,625m）は、津軽平野の南西にそびえる独立峰であり、弘前市、鱒ヶ沢町、西目屋村の1市1町1村にまたがる。津軽藩の古文書には、江戸時代に数回噴火したことが記録されている。記録に残る最も新しい噴火は約160年前の1863（文久3）年に発生しており、この噴火以降の火山活動は、群発地震や噴気などにとどまり、噴火は確認されていない。

岩木山は広い範囲が津軽国定公園に指定されており、山頂付近（8合目：標高1,247mより上）は自然公園法による特別保護区に指定されている。8合目までは岩木山スカイラインにより自動車の利用が可能であり、そこから9合目（標高1470m）まではリフトが整備されている。毎年およそ1万5千人の観光入込客数を記録している。

近年では火山活動に特段の変化は認められていないものの、山腹斜面からは大雨による土石流が1975（昭和50）年及び2013（平成25）年に発生している。特に、1975（昭和50）年に南麓の6溪流で発生した土石流による被害は甚大であり、人家全壊、農地浸水等のほか、蔵助沢（百沢地区）では死者22名、重軽傷31名の大災害となった。

岩木山は成層火山であり、主成層火山は緩傾斜の裾野と急峻な山体上部とからなる。頂上部に直径800mの破壊された火口があり、それを埋めて現在の岩木山山頂など2個の溶岩ドームを生じた。西・南麓に3個の側火山があり、山頂部や山腹斜面に多数の爆裂火口がある。山頂北東側の赤倉沢の馬蹄形火口は大規模な山体崩壊の跡で、北東山麓の岩屑なだれ堆積物には多数の流れ山地形がある。有史以降の噴火は水蒸気噴火で、泥流を生じやすい。北東約10kmの一帯でしばしば地震が群発している。

〔日本活火山総覧（第4版）〕（内容一部修正）

(3) 噴火活動史

ア 過去1万年間の噴火活動

1600年以前については噴火を網羅しきれておらず、歴史時代以前の活動については不明な点が多いが、山頂を構成する溶岩ドームは1万年より新しいと考えられる。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象
紀元前 8000年	鳥海山	マグマ噴火	溶岩ドーム
紀元前 4000年		マグマ噴火	火砕物降下
紀元前 4000年?	岩木山山頂部	マグマ噴火	溶岩ドーム
紀元前 1000年		マグマ噴火	火砕物降下
紀元前 1000年?	岩木山山頂部	マグマ噴火	溶岩ドーム
紀元前 1000年?	岩木山山頂部	マグマ噴火	溶岩ドーム
紀元前 1000年←→0年	鳥ノ海火口付近	マグマ噴火	溶岩ドーム

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、（国研）産業技術総合研究所の活火山データベース（工藤・星住, 2006-）を参考に、文献の追記を行った。

A←→B：A年からB年までの間のどこかで起こった噴火イベント

A?：A年に起こったらしいが、ほかの年代の可能性もある噴火イベント

イ 有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
1571（元亀2）年	火山活動?	2月15日～17日。発光。
▲1600（慶長5）年	中規模：水蒸気噴火、（泥流発生）	2月22日、7月23日。火砕物降下、泥流。噴火場所は鳥ノ海火口。 2月22日火砕物降下、泥流。鳥ノ海火口爆発、噴石砂。地震、降灰。 7月23日火砕物降下、泥流。地震、降灰。（VEI3）

第1章 総 則

年代	現象	活動経過・被害状況等
1605（慶長10）年	火山活動？	4月10日。発光。
▲1618（元和4）年	水蒸気噴火？	1月31日。火砕物降下。降灰。
1672（寛文12）年	地震	6月27日、7月28日。地震による山崩れ。
1686（貞享3）年	火山活動？	3月23日。発光。
1770（明和7）年	火山活動？	2月3日。鳴動、発光。
▲1782～83（天明2～3）年	水蒸気噴火	11月～6月。火砕物降下。噴火場所は鳥海山頂部火口列。鳴動、噴石砂、新火口生成。
▲1845（弘化2）年	水蒸気噴火？	4月4日。噴煙、硫黄噴出。噴火場所は鳥ノ海火口？
▲1863（文久3）年	小規模：水蒸気噴火	3月23日。火砕物降下。噴石。（VEI1）
1970（昭和45）年	地震・温泉異常、噴気	1月9日。鶴田町付近M4.6。岳温泉で温度上昇、立木の一部枯死。
1972～73（昭和47～48）年	地震	11月5日～8月。北東麓、最大M4.1。
1976（昭和51）年	地震	10月6日。山麓の岳温泉で13：00頃地鳴り。
1977（昭和52）年	地震	7月10日。6：30から約30分間東山麓で地鳴りを伴う地震群発、有感地震の最多地域は岩木山の東約7kmの弘前市裾野。最大震度は3～4。最大M4.4。
1978（昭和53）年	噴気	5月6日。赤倉沢で活発な噴気活動を発見。
1985（昭和60）年	地震	11月。北東山麓で地震多発、最大M3.6。
1986（昭和61）年	地震	3月2日。南西山麓で地震多発、最大M4.5。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※VEI（火山爆発指数）は、降下火砕物の量から規模を推定するものであり、溶岩ドーム等や溶岩流の噴出物量は含まれないことに留意が必要である。

岩木山の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧（第4版）」より引用

2 十和田

(1) 位置

北緯 40° 27′ 34″ 東経 140° 54′ 36″ 標高 690m（御倉山）（三角点・小倉山）
 北緯 40° 30′ 37″ 東経 140° 52′ 48″ 標高 1,011m（御鼻部山）（三角点・膳棚）

(2) 概要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～デイサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式・マグマ水蒸気噴火を繰返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には奥瀬火砕流、約3万6千年前には大不動火砕流、約1万5千年前には八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約11kmの十和田カルデラが形成された。後カルデラ期では、約1万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の成層

火山（五色岩火山）が形成された。その後、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3 kmの中湖火口（現在2つの半島に囲まれている中湖（なかのうみ））が形成された（Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a）。また、後カルデラ期においては、御倉山（おぐらやま）溶岩ドームと御門石（みかどいし）溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約7600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された（工藤, 2010a）。御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、12000年前～2800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている（工藤, 2010b）。

(3) 噴火活動史

ア 過去1万年間の噴火活動

15000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、マグマによる断続的な噴火活動が約4000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1000年前の平安時代（古文書によると西暦915年）に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流（毛馬内（けまない）火砕流）が発生した（Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010）。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
紀元前8300年	五色岩火山	マグマ噴火→ マグマ水蒸気噴火？	夏坂スコリア、栴山火山灰：火砕物降下。 マグマ噴出量：0.37 DRE km ³ 。
紀元前7300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	南部軽石：火砕物降下→貝守火山灰：火砕物降下・火砕サージ。マグマ噴出量：0.54 DRE km ³ 。
紀元前6300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	小国軽石、中ノ沢火山灰：火砕物降下。 マグマ噴出量：0.16 DRE km ³ 。
紀元前5600年	御倉山	マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	戸来火山灰：火砕物降下→御倉山溶岩ドーム。 マグマ噴出量：0.29 DRE km ³ 。
紀元前4200年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	中掬軽石、金ヶ沢軽石：火砕物降下→宇樽部火山灰：火砕物降下・火砕サージ。 マグマ噴出量：2.5 DRE km ³ 。
紀元前800年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	迷ヶ平軽石、惣辺火山灰：火砕物降下。 マグマ噴出量：0.35 DRE km ³ 。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、（国研）産業技術総合研究所の活火山データベース（工藤・星住, 2006-）を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量（DREkm³）は、マグマ噴火及びマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

第1章 総 則

イ 有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲915（延喜14）年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火（泥流発生）	大湯軽石・火山灰：火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流：火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は 2.1 DRE km ³ 。(VEI5)

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース（工藤・星住, 2006-）を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量（DREkm³）は、マグマ噴火及びマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

※VEI（火山爆発指数）は、降下火砕物の量から規模を推定するものであり、溶岩ドーム等や溶岩流の噴出物量は含まれないことに留意が必要である。」

十和田の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧（第4版）」より引用

第8節 災害の記録

発生年月日	内 容	被害状況	被害額

第9節 火山災害の想定

この計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、市街化の状況、産業の集中等社会的条件並びに過去における各種の災害発生状況を勘案し、これを基礎とした。

1 主な火山現象

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡り、火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約20～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺のおおむね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰（降灰）	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流（溶岩ドーム）	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。 粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものが溶岩ドームである。
火砕流	火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れる現象のこと。場合によってはその速度が100km/hを超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災のおそれもある。
火砕サージ	火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く地表面に沿って高速で流れるという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、100℃近くになることもありうる。
融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。流速は数十km/hにも達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
火口噴出型泥流	噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流（熱泥流）という。流速は数十km/hにも達することがある。
火口湖決壊型泥流	噴火に伴い湖や沼の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。
空振	噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

〔気象庁 HP 主な火山災害〕（一部表現修正）

第1章 総 則

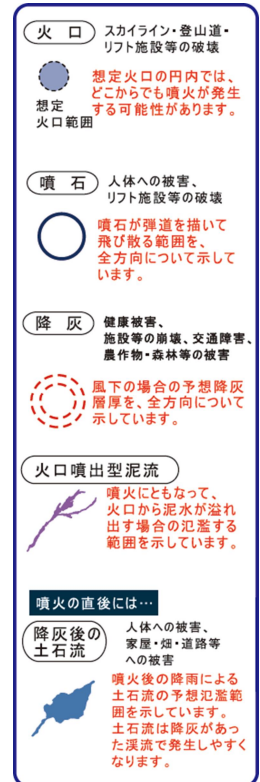
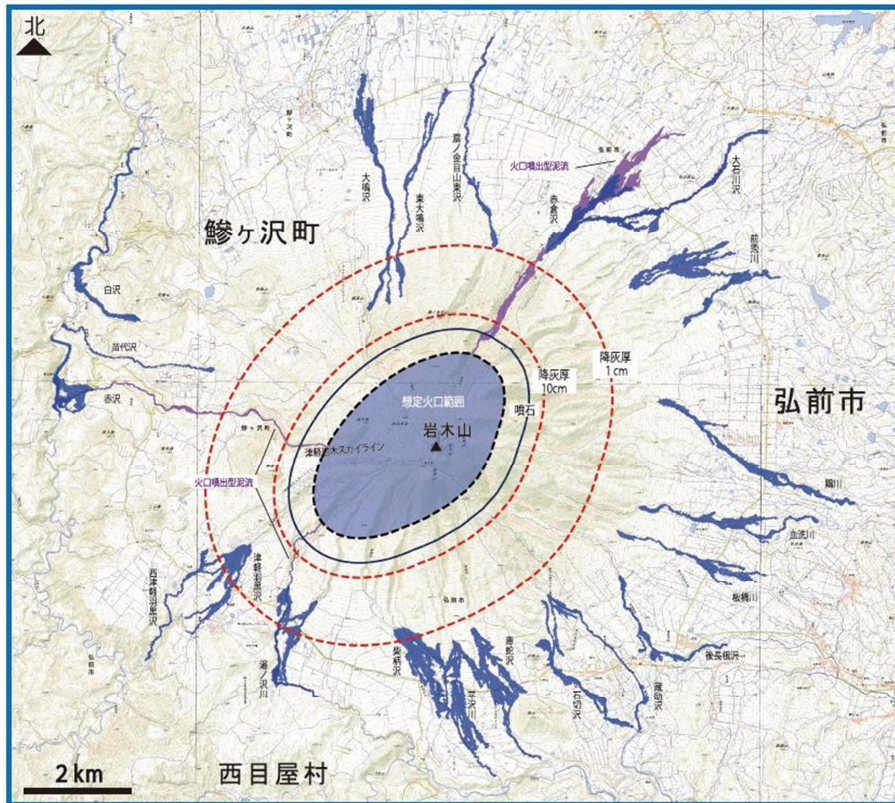
2 火山現象及び影響範囲の想定

岩木山の火山現象及び影響範囲の想定については、以下のとおりである。

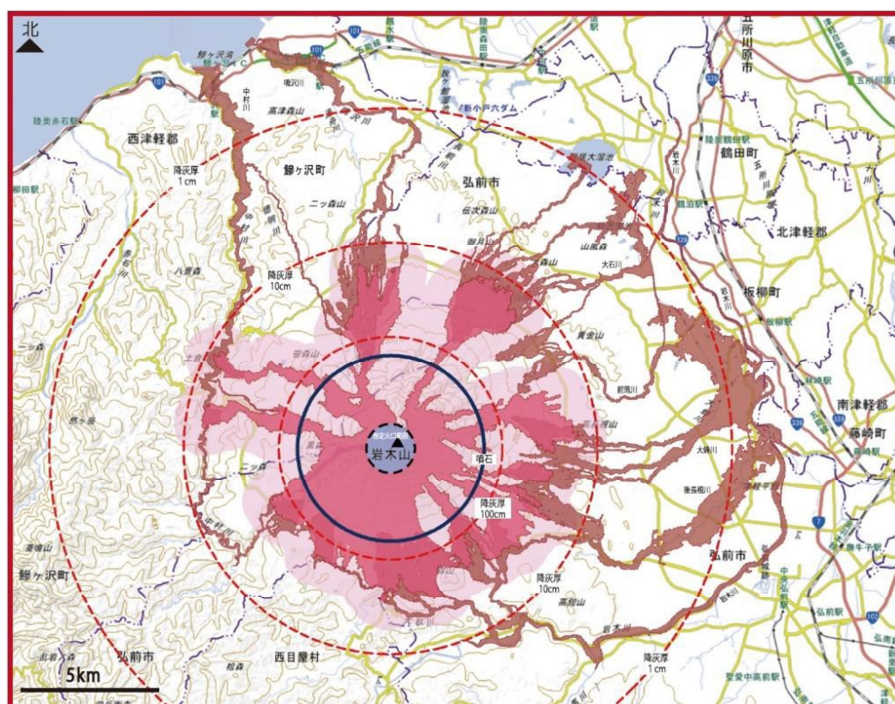
想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。

(1) 岩木山

ア 水蒸気噴火の場合



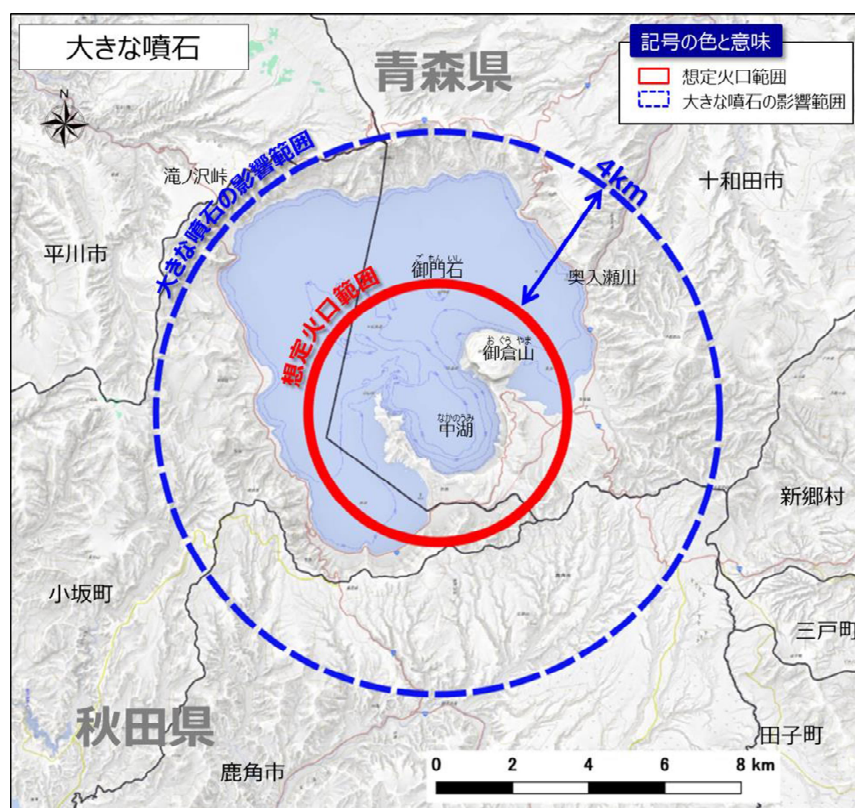
イ マグマ噴火の場合



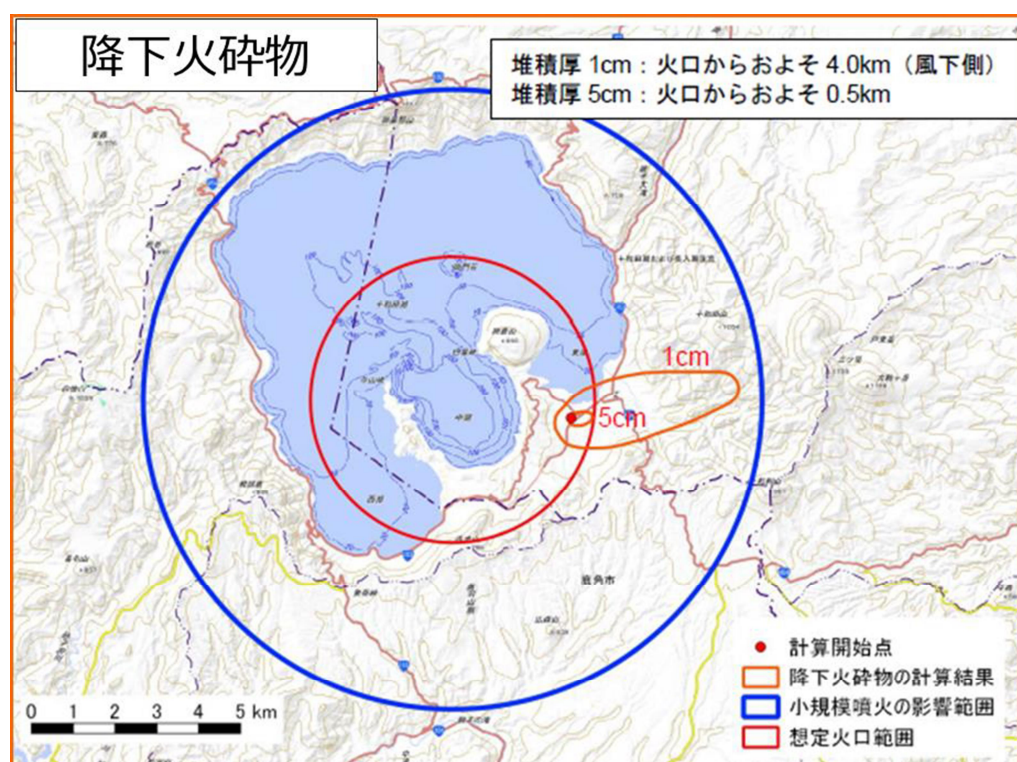
(2) 十和田

ア 小規模噴火

(ア) 大きな噴石



(イ) 降下火砕物



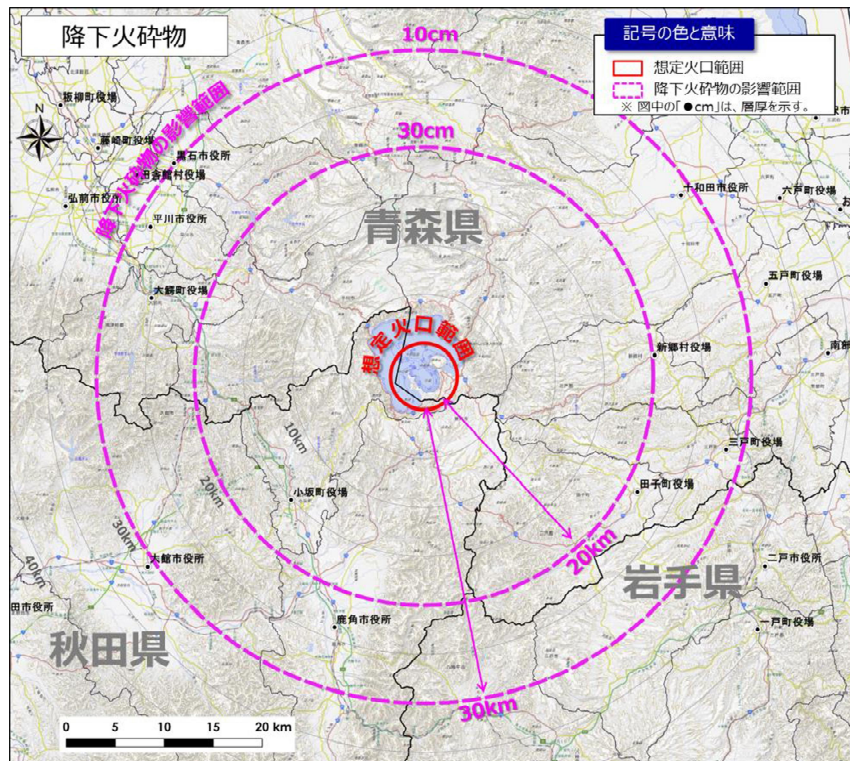
第1章 総 則

イ 中規模噴火

(ア) 火砕流・火砕サージ

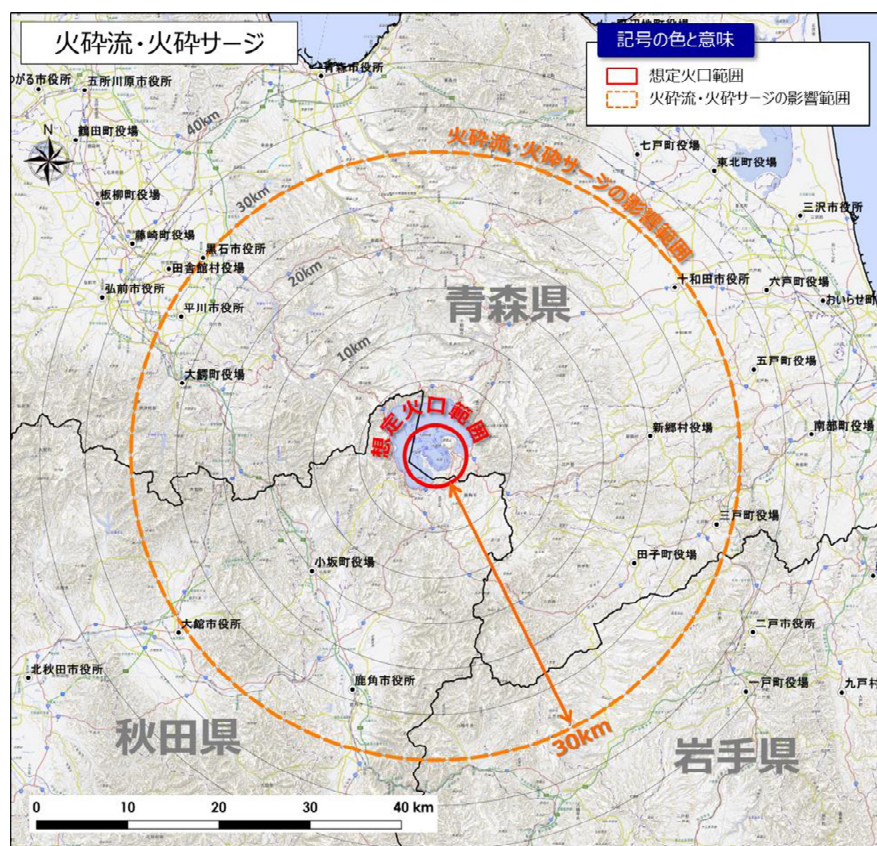


(イ) 降下火砕物



ウ 大規模噴火

(ア) 火砕流・火砕サージ



(イ) 降下火砕物



第1章 総 則

(ウ) 融雪型火山泥流



第2章 防災組織

総合的な防災対策の実施に万全を期するため、町及び防災関係機関における防災組織、体制、所要要員の配備動員等は以下のとおりとする。

第1節 板柳町防災会議

板柳町防災会議（以下「町防災会議」という。）は、町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、町地域防災計画（火山災害対策編）を作成し、その実施を推進するとともに、防災に関する重要事項の審議、関係機関相互の連絡調整等を行う。

なお、町防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

火山災害対策における「板柳町防災会議」は、風水害等災害対策編第2章第1節「板柳町防災会議」に準じる。

第2節 動員計画

町の地域内において火山災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

(1) 火山災害の場合の配備基準

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
準備配備 (準備態勢) 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒体制に円滑に移行できる態勢	1 岩木山、十和田火山において、噴火警報が発表されたとき 2 町長が特にこの配備を指示したとき	1 総務課は、火山情報を収集し関係課に伝達する。 2 関係課は、火山情報に注意しそれぞれの準備態勢を整える。	1 総務課員及び関係課職員若干名で対処する。 2 休日等の勤務時間外は、必要に応じて登庁し、対処する。
2号－1配備 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号－2に円滑に移行できる態勢	1 岩木山、十和田火山において、噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表されたとき 2 町長が特にこの配備を指示したとき	1 総務課は、火山情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1 関係課の災害警戒対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、関係課職員又は災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
2号－2配備 (警戒態勢) 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢 【災害警戒本部設置】	1 岩木山、十和田火山において、噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表されたとき 2 町長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害警戒本部を設置し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 各課の災害応急対策要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の職員又は災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
3号配備 (非常態勢) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢 【災害対策本部設置】	1 岩木山、十和田火山において、噴火警報レベルに関わらず、本町内で被害が発生したとき 2 町長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部を設置し、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。

- 1) 「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
- 2) 「災害応急対策要員」とは、災害警戒対策要員に指定された職員及び各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
- 3) 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

その他、火山災害対策における「動員計画」は、風水害等災害対策編第2章第2節「動員計画」に準じる。

第3節 板柳町災害対策本部

町の地域内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、予防措置及び応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は板柳町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置し、町防災会議と緊密な連携の下に災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成及び実施、県及び防災関係機関との連絡調整を図るものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

火山災害対策における「板柳町災害対策本部」は、風水害等災害対策編第2章第3節「板柳町災害対策本部」に準じる。

第4節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、噴火警報の発表状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

火山災害対策における「防災関係機関の災害対策組織」は、風水害等災害対策編第2章第4節「防災関係機関の災害対策組織」に準じる。

第5節 火山防災協議会

町、県、周辺市町村及び関係機関の連携を確立し、平時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、火山防災協議会を組織する。

1 火山防災協議会の設置

国（内閣府）は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定するものとする。

町、県、周辺市町村は、警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、知事、町長、周辺市町村長、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家その他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備するものとする。

■ 火山防災協議会の組織状況

火山防災協議会名	参画市町村	
岩木山火山防災協議会 (岩木山)	弘前市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、 板柳町 、鶴田町	
十和田火山防災協議会 (十和田)	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、 板柳町 、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
	岩手県	二戸市、八幡平市
	秋田市	鹿角市、小坂市、能代市、大館市、北秋田市、藤里町

※すべての参画市町村は、その区域に警戒地域を含む。

2 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。
- (2) 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。
- (3) 火山防災協議会を場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。
- (4) 警戒地域の指定があった場合に本計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- (5) 火山防災協議会の活動支援等を受けるため、必要に応じ、内閣府に対し火山防災エキスパートの派遣を要請するものとする。

3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等

- (1) 町は、警戒地域の指定があったときは、本計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 警戒地域の警戒避難体制の整備について本計画に定める際は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を地域防災計画に位置付けるようにする。
- (3) 町は、警戒地域が指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、周辺地域においても、必要と認める地域については、警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

第3章 災害予防計画

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を踏まえつつ、「弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画」を指針とし、住民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。

第1節 調査研究及び監視観測の推進

[総務課]

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化するおそれがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴を持っており、町、国、県、周辺市町村その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識の下、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するため、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

(1) 火山活動に関する研究

- ア 災害想定に関する調査研究
- イ 火山活動に関する調査研究
- ウ 火山噴火予知に関する調査研究
- エ その他必要な調査研究

(2) 火山防災対策に関する調査研究

- ア 避難に関する調査研究
- イ 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究
- ウ 二次災害に関する調査研究
- エ その他必要な調査研究

(3) 火山観測体制の推進

岩木山及び十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。

火山噴火による災害を軽減するためには、平時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。

町は、目視による遠望観測等を実施するよう努める。

第2節 業務継続性の確保

[総務課]

町、県及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

火山災害対策における「業務継続性の確保」は、風水害等災害対策編第3章第2節「業務継続性の確保」に準じる。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

[総務課、弘前地区消防事務組合、板柳消防署]

火山災害による被害の軽減のため、防災業務施設及び設備等の整備を図るものとする。

火山災害対策における「防災業務施設・設備等の整備」は、風水害等災害対策編第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」に準じる。

第4節 青森県防災情報ネットワーク

[総務課]

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

火山災害対策における「青森県防災情報ネットワーク」は、風水害等災害対策編第3章第4節「青森県防災情報ネットワーク」に準じる。

第5節 自主防災組織等の確立

[総務課、企画財政課]

大規模な火山災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

火山災害対策における「自主防災組織等の確立」は、風水害等災害対策編第3章第6節「自主防災組織等の確立」に準じる。

第6節 防災教育及び防災思想の普及

[総務課、教育委員会、弘前地区消防事務組合]

防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の火山災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町等防災関係機関は、人的被害を軽減する方策は、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。

町等防災関係機関は、人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、噴火警報等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。また、必要に応じて、普及啓発方法及び内容について火山防災協議会の場を活用し、協議を行う。

なお、普及の啓発方法及び内容は次による。

ア 普及方法

- (ア) 防災の日、火山防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等を通じて、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 火山防災マップ、火山防災パンフレットを作成・配付する。また、ポスター・ハンドブック「あおもりおまもり手帳」等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 火山防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 火山に関する知識及び火山災害の特性
 - a 火山現象は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること
 - b 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること
 - c 長期化する可能性があること
 - d 被害が複数の市町村に及ぶこと
 - e 被害や影響が多方面にわたること
- (イ) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること
- (ウ) 災害危険箇所に関すること
- (エ) 火山に係る異常現象を発見した場合の市町村又は警察官への通報
- (オ) 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山計画書等の積極的な提出
- (カ) 火山活動異常時における速やかな下山
- (キ) 避難に際し住民のとるべき行動

- a 住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。
 - b 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。
 - c 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
 - d 避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。
 - e 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
 - f 親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。
 - g 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。
- (2) 町は、噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から町、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- (3) 町は、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により地域住民等に周知徹底する。
- (4) 町は、火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平時から地域住民等への周知徹底に努める。
- (5) 町及び県は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山届、登山計画書等の記入等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。
- (6) 町は、本計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。また、火山防災マップ等の作成においては、県の助言・監修を受けるとともに、必要に応じて配布や説明会等についての支援を要請する。
- (7) 町は、国（国土交通省等）、県及びその他の防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他、火山災害対策における「防災教育及び防災思想の普及」は、風水害等災害対策編第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」に準じる。

第7節 企業防災の促進

[総務課、弘前地区消防事務組合]

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

火山災害対策における「企業防災の促進」は、風水害等災害対策編第3章第8節「企業防災の促進」に準じる。

第8節 防災訓練

[総務課]

火山災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 防災訓練の実施

町及び県は、防災関係機関と密接な連携の下に火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域避難の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。

火山防災協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を行う。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 指定避難所開設・運営訓練
- (10) 給水・炊き出し訓練
- (11) 航空機運用調整訓練
- (12) 広域医療搬送訓練
- (13) その他町、各機関独自の訓練

その他、火山災害対策における「防災訓練」は、風水害等災害対策編第3章第9節「防災訓練」に準じる。

第9節 避難対策

[総務課]

火山災害発生時において住民、登山者、観光客等が迅速かつ円滑に避難できるよう、火山避難計画を作成し、当該計画に基づき指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路及び指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県と一体となって最適な避難路及び指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路及び指定避難所等を確保する。

1 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、火山災害時に迅速に緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害、感染症対策等を踏まえ、噴火警戒レベルに応じ、使用を想定する施設等を火山避難計画において定める。

施設の指定に当たっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。指定避難所の場所、受入人数等については、平時から住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- (1) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
- (2) 火山現象に伴う危険の及ばないところとすること
- (3) 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
- (4) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者（障がい者、医療的ケアを必要とする者等）のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借上るなど、多様な避難所の確保に努めること

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする

こと

- (5) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること

- (6) 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入を想定していない避難者が避難してくることがないようにすること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

- (7) 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入が困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、宿泊施設等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

3 避難促進施設の指定

- (1) 町は、火山防災協議会での検討を踏まえ、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定し、当該施設の所有者等に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を本計画に記載する。

- (2) 避難促進施設の所有者等は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町村に報告する。

- (3) 避難促進施設の所有者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果について町長に報告する。

- (4) 町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者等による取組の支援に努める。

4 居住地域・特定地域の指定

町は、火山避難計画に定めるところにより、火山周辺で地域住民が居住している範囲を「居住地域」、居住地域より早期の対応が必要な地域を「特定地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区を想定し、必要十分な避難対策が行えるようにする。

その他、火山災害対策における「避難対策」は、風水害等災害対策編第3章第10節「避難対策」に準じる。

第10節 登山者・観光客等の安全確保対策

[総務課、商工観光課]

登山者、観光客等を火山災害から保護するため、情報伝達手段の整備や登山届の提出の促進等の措置を講じ、安全確保対策を行うものとする。

1 実施内容

- (1) 退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。
- (2) 観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。
- (3) 登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (4) 登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。
- (5) 帰宅困難となった登山者、観光客等を対象に使用する指定避難所等を、火山避難計画に基づき想定しておくものとする。
- (6) 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第11節 災害備蓄対策

[総務課]

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

町は、公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

火山災害対策における「災害備蓄対策」は、風水害等災害対策編第3章第11節「災害備蓄対策」に準じる。

第12節 要配慮者安全確保対策

[介護福祉課]

火山災害に備えて、地域住民の中でも特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等に努めるものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

火山災害対策における「要配慮者安全確保対策」は、風水害等災害対策編第3章第12節「要配慮者安全確保対策」に準じる。

第13節 防災ボランティア活動対策

[総務課、介護福祉課、教育委員会]

火山災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

火山災害対策における「防災ボランティア活動対策」は、風水害等災害対策編第3章第13節「防災ボランティア活動対策」に準じる。

第14節 災害廃棄物対策

[町民生活課]

火山災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。

火山災害対策における「災害廃棄物対策」は、風水害等災害対策編第3章第14節「災害廃棄物対策」に準じる。

第15節 文教対策

[教育委員会、介護福祉課]

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するため、防災組織体制の整備、防災教育の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

火山災害対策における「文教対策」は、風水害等災害対策編第3章第15節「文教対策」に準じる。

第16節 警備対策

[弘前警察署、総務課]

弘前警察署長は、火山災害時における公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制の確立、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

火山災害対策における「警備対策」は、風水害等災害対策編第3章第16節「警備対策」に準じる。

第17節 交通施設対策

[地域整備課、総務課]

火山災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

火山災害対策における「交通施設対策」は、風水害等災害対策編第3章第17節「交通施設対策」に準じる。

第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[総務課、上下水道課]

火山災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

火山災害対策における「電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策」は、風水害等災害対策編第3章第18節「電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策」に準じる。

第19節 複合災害対策

[総務課、弘前地区消防事務組合]

風水害、地震、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

火山災害対策における「複合災害対策」は、風水害等災害対策編第3章第22節「複合災害対策」に準じる。

第4章 災害応急対策計画

火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、町長は、県との連携を密にするものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。。

第1節 噴火警報等の発表及び伝達

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、以下のとおり噴火警報等の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報等の発表

仙台管区気象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

ア 噴火警報等の種類

- (ア) 噴火警報
- (イ) 噴火予報
- (ウ) 噴火警戒レベル
- (エ) 噴火速報
- (オ) 火山の状況に関する解説情報
- (カ) 降灰予報
- (キ) 火山ガス予報
- (ク) 火山現象に関する情報等

イ 対象火山

岩木山、十和田

ウ 噴火警報等の概要

(ア) 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(イ) 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(ウ) 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

岩木山及び十和田は、噴火警戒レベルが運用されている。

■ 岩木山噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流又は火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している。 ●噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流又は火砕流・火砕サージの可能性がある。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。	●融雪型火山泥流又は火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される。
警 報	噴火警報 (火口周辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備、特定地域の避難等が必要。	●マグマ噴火の発生が予想される。 ●融雪型火山泥流及び火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	●水蒸気噴火の発生が予想される。
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生。

※特定地域とは、警戒範囲に隣接している弘前市常盤野町会を指す。噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難等が必要。

※火口とは、岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画で想定された火口をいう。

■ 十和田噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域)又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【５－３】 ●火砕流・火砕サージが火口からおおむね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。
			【５－２】 ●砕流・火砕サージが火口からおおむね20km（最大23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。			
			【５－１】 ●大きな噴石が火口から４km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。			
			4 (高齢者等避難)			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要。 想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。
【４－１】 ●大きな噴石が火口から４km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。						

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
警報	噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		【レベル2、3の発表について】 ●火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル4、5から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合があります。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は今後の火山活動の水位に注意。	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	●浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、又は判断に迷う場合には火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表する。

※想定火口範囲内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。

(エ) 噴火速報

仙台管区气象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- a 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- b 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- c このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(オ) 火山の状況に関する解説情報

仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動

の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、

「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(カ) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

a 降灰予報（定時）

(a) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

(b) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

b 降灰予報（速報）

(a) 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

(b) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

c 降灰予報（詳細）

(a) 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

(b) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

■ 降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キークート [※]	イメージ				
		路面	視界	人		道路
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完 全 に 覆 わ れ る	視 界 不 良 と な る	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1 mm 【注意】	白 線 が 見 え に く い	明 ら か に 降 っ て い る	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1m～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	う っ す ら 積 も る	降 っ て い る の が よ う やく わ かる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

(キ) 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(ク) 火山現象に関する情報等

仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

a 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する。

b 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

c 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 噴火警報等の通報

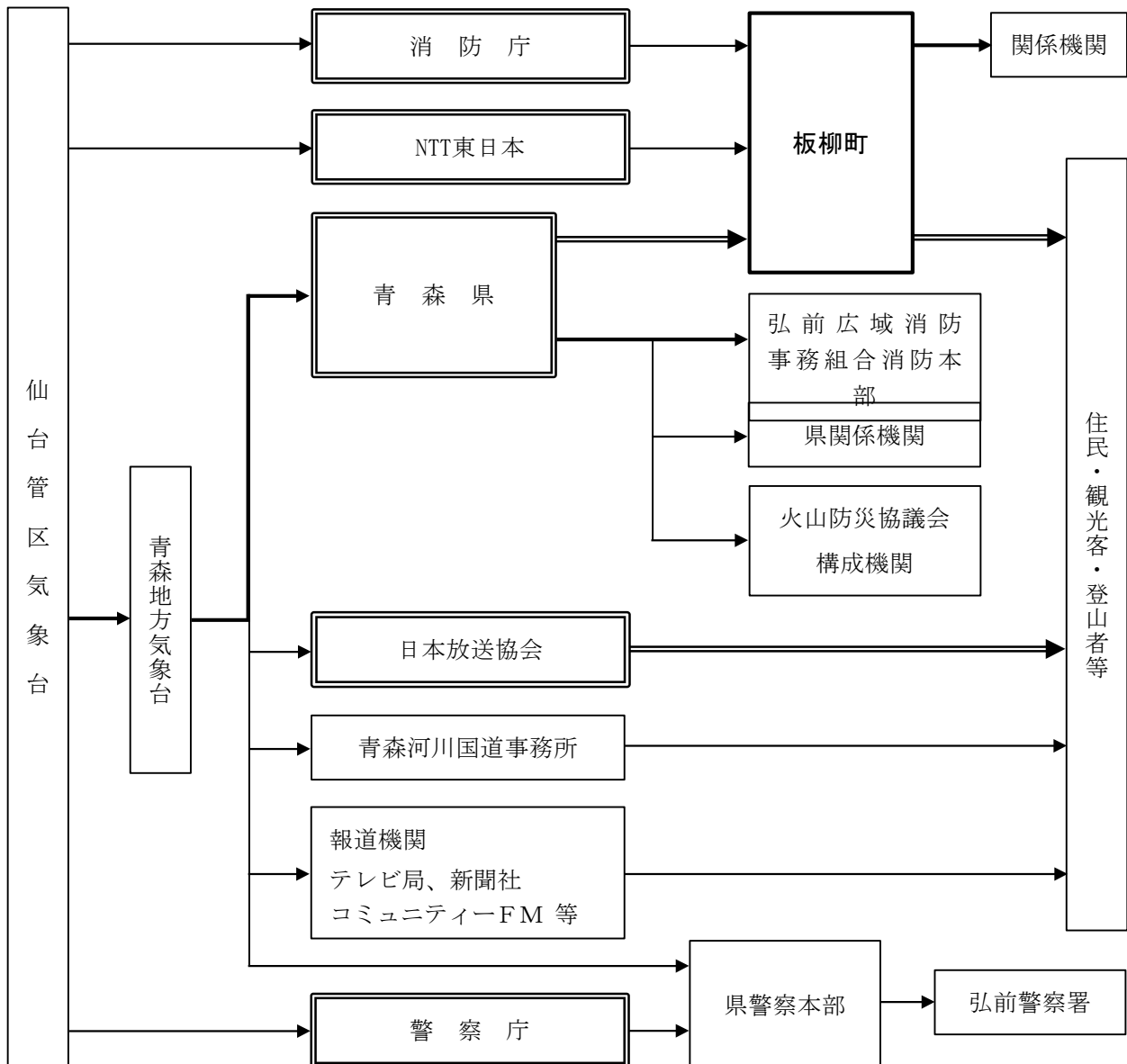
ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、消防庁、東日本電信電話株式会社、日本放送協会青森放送局、警察庁及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。

イ 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に市町村に通知する。

ウ 放送機関は、必要に応じ、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

エ 町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、本計画の定めるところにより、直ちに関係機関及び住民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

■ 噴火警報等に関する伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知~~も~~しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する臨時の解説情報及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

3 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

(1) 火山災害が発生するおそれのある異常現象

通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

(2) 通報及び措置

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた機関は、発生場所（発見場所）を正確に把握するよう努める。

イ 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

ウ 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台又は目撃情報専用ダイヤル（0570-015-024）

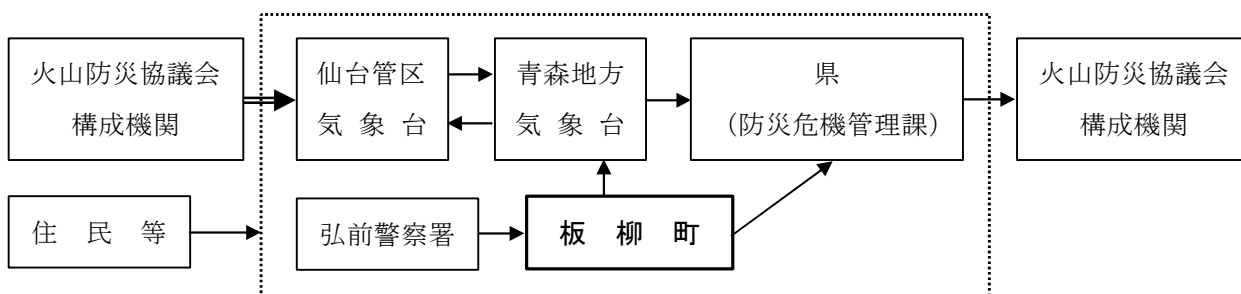
(イ) 県（防災危機管理課）

エ 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

■ 通報系統図



※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※ 二重線矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく情報の伝達系統

※ 破線は住民等から直接連絡がいく火山防災協議会構成機関

8 防災関係機関連絡先

機関名	電話	伝達方法	備考
弘前警察署	32-0111	電話	
板柳消防署	73-2339	電話	

9 庁内の伝達方法

- (1) 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。
- (2) 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。
- (3) 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
- (4) 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達 責任者	伝達先・伝達方法				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	各課等		電話	関係課長へ電話（宿日直員が受領した場合は、宿日直員が関係課長へ電話）	すべての噴火警報等
	板柳消防署	73-2339	電話	電話	すべての噴火警報等
	弘前警察署	32-0111	電話	電話	すべての噴火警報等

伝達 責任者	伝達先・伝達方法				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
産業振興課 長	津軽みらい農業協同 組合板柳支店	73-2331	電話	あらかじめ定めら れた責任者へ	すべての噴火 警報等で被害 が予想される とき
	青森県農業共済組合 津軽支所	0173-33- 1513	電話		

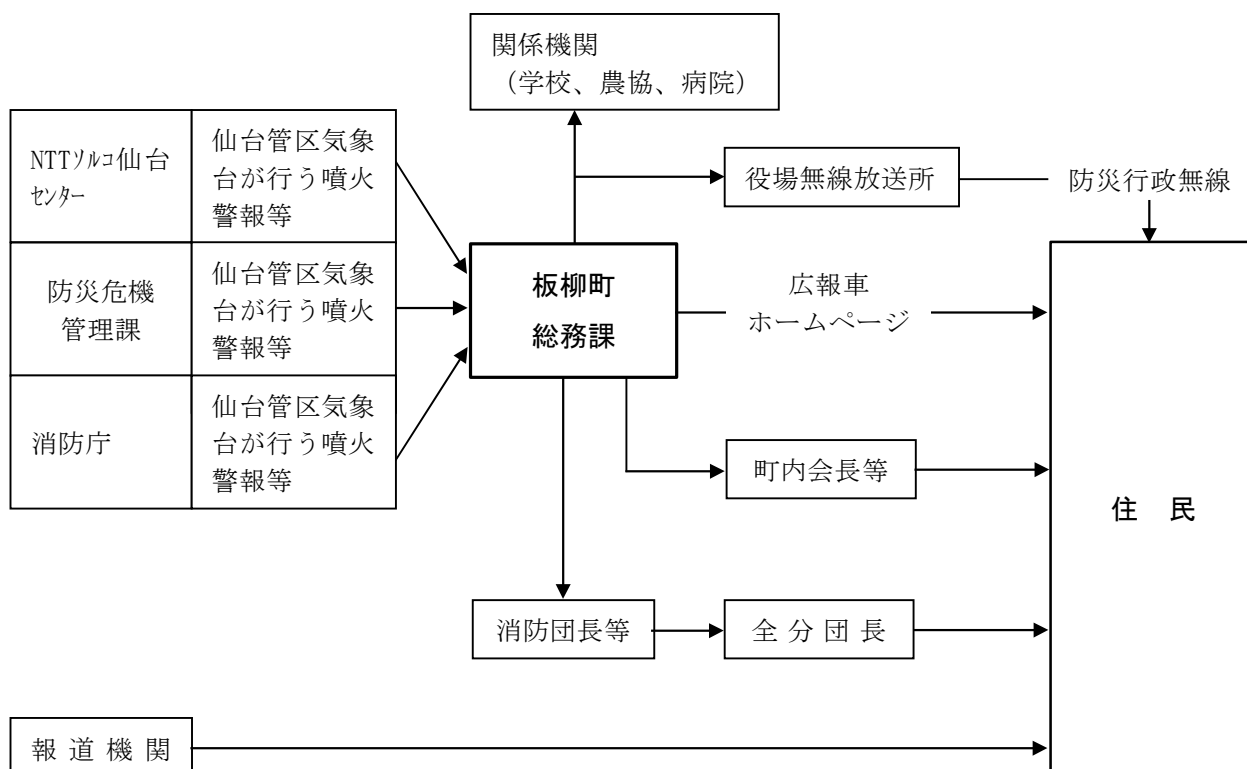
(5) 一般住民に対する周知は、次のとおりとする。

町長は、必要とあると認めるときは予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	全町民	広報車、防災行政無線、ホームページ	すべての噴火警報等

10 関係機関との伝達系統

噴火警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

迅速かつ適切な応急対策を実施するため、以下のとおり情報収集を行うものとする。

1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

県は、国から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、町及び関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、本計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を町防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、町は、特別警報に当たる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。町は、速やかに町職員及び地区情報調査連絡員により災害情報の収集に努め、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

災害現場は、山岳地であることから、県、町等防災関係機関の無線機等を活用するほか、航空機等による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住家被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民・登山者・観光客等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲
- (6) 避難路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

その他、火山災害対策における「情報収集及び被害等報告」は、風水害等災害対策編第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に準じる。

第3節 通信連絡

火山災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

火山災害対策における「通信連絡」は、風水害等災害対策編第4章第3節「通信連絡」に準じる。

第4節 災害広報・情報提供

火山災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民、登山者、観光客等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、町外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し災害情報等の周知に努める。

2 実施内容

- (1) 県は、火山防災協議会の事務局として、報道機関への情報提供に当たっては窓口として情報を一元化し、協議会（又は合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するに当たっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。
- (2) 県は、合同記者会見では、火山地域全体の防災対応の状況、町は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。
- (3) 協議会の事務局である県は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。町は、協議会又は合同会議としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、町としても報道機関対応の窓口を設置する。

その他、火山災害対策における「災害広報・情報提供」は、風水害等災害対策編第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じる。

第5節 自衛隊災害派遣要請

火山災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

火山災害対策における「自衛隊災害派遣要請」は、風水害等災害対策編第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」に準じる。

第6節 広域応援

火山災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

火山災害対策における「広域応援」は、風水害等災害対策編第4章第6節「広域応援」に準じる。

第7節 航空機運用

火山災害が発生した場合、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、県と連携して、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

また、航空機運用については、地域の実情を踏まえ、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

火山災害対策における「航空機運用」は、風水害等災害対策編第4章第7節「航空機運用」に準じる。

第8節 避難

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合危険区域内の住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、以下のとおり避難措置を講じるものとする。

また、本計画に定めのないものについては、「岩木山火山避難計画」（平成31年3月、岩木山火山防災協議会）及び「十和田火山避難計画（小規模噴火の場合）」（令和5年3月、十和田火山防災協議会）によるものとする。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示等並びに指定避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 （要件）	根 拠 法
町長	災害全般	・ 災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 （要件）	根 拠 法
町長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上的場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、町長等、警察官がその場にいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ 〃 第36条

2 避難指示等の基準

避難指示等は、おおむね次のとおりである。

「岩木山火山避難計画」及び「十和田火山避難計画（小規模噴火の場合）」において、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区に板柳町は該当しないため、基本的には「高齢者等避難」を発令する。ただし、中・大規模噴火や二次災害の発生の可能性があることを認識し、避難指示、緊急安全確保の発令を検討する。

区 分	判 断 基 準
高齢者等避難	・岩木山又は十和田火山において、噴火警戒レベル5の噴火警報が発表された場合
避難指示	
緊急安全確保	

※状況に応じて、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令するものとする。

3 警戒区域の設定

町長等は、災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

また、すでに開設されている指定避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

町、県、周辺市町村は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立ち入り規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に「板柳町」等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等なるべく分かりやすく周知する。

その他、火山災害対策における「避難」は、風水害等災害対策編第4章第8節「避難」に準じる。

第9節 消防

火山災害時における火災等による被害を軽減するため、以下のとおり消防活動を行うものとする。

火山災害対策における「消防」は、風水害等災害対策編第4章第9節「消防」に準じる。

第10節 救出

火山災害の現場において、逃げ遅れた者や行方不明者の搜索・救助活動を実施するため、火山避難計画に定めるところにより、救助体制を構築し、応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「救出」は、風水害等災害対策編第4章第11節「救出」に準じる。

第11節 食料供給

火山災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、以下のとおり必要な米穀等の調達及び炊き出し、その他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

火山災害対策における「食料供給」は、風水害等災害対策編第4章第12節「食料供給」に準じる。

第12節 給水

火山災害による水道、井戸等の水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「給水」は、風水害等災害対策編第4章第13節「給水」に準じる。

第13節 応急住宅供給

火山災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができない者及び応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上又は応急修理等を行うものとする。

火山災害対策における「応急住宅供給」は、風水害等災害対策編第4章第14節「応急住宅供給」に準じる。

第14節 遺体の搜索、処理、埋火葬

火山災害により被災者が行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合、以下のとおり搜索並びに死体の処理及び応急的な埋火葬を行うものとする。

火山災害対策における「遺体の搜索、処理、埋火葬」は、風水害等災害対策編第4章第15節「遺体の搜索、処理、埋火葬」に準じる。

第15節 障害物除去

火山災害により、土石、火山灰等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため、以下のとおり障害物を除去するものとする。

火山災害対策における「障害物除去」は、風水害等災害対策編第4章第16節「障害物除去」に準じる。

第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

火山災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給(貸)与するため、次のとおり応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与」は、風水害等災害対策編第4章第17節「被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与」に準じる。

第17節 医療、助産及び保健

火山災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合、火山避難計画において使用を想定する医療機関等を想定し、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

火山災害対策における「医療、助産及び保健」は、風水害等災害対策編第4章第18節「医療、助産及び保健」に準じる。

第18節 被災動物対策

火山災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「被災動物対策」は、風水害等災害対策編第4章第19節「被災動物対策」に準じる。

第19節 輸送対策

火山災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、以下のとおり車両等を調達し、実施するものとする。

火山災害対策における「輸送対策」は、風水害等災害対策編第4章第20節「輸送対策」に準じる。

第20節 労務供給

火山災害時において応急措置を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員及び雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

火山災害対策における「労務供給」は、風水害等災害対策編4章第21節「労務供給」に準じる。

第21節 防災ボランティア受入・支援対策

火山災害時において町の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

火山災害対策における「防災ボランティア受入・支援対策」は、風水害等災害対策編第4章第22節「防災ボランティア受入・支援対策」に準じる。

第22節 防疫

火山災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、以下のとおり防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

火山災害対策における「防疫」は、風水害等災害対策編第4章第23節「防疫」に準じる。

第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

火山災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

火山災害対策における「廃棄物等処理及び環境汚染防止」は、風水害等災害対策編第4章第24節「廃棄物等処理及び環境汚染防止」に準じる。

第24節 金融機関対策

火山災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「金融機関対策」は、風水害等災害対策編第4章第26節「金融機関対策」に準じる。

第25節 文教対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するため、以下のとおり必要な応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「文教対策」は、風水害等災害対策編第4章第27節「文教対策」に準じる。

第26節 警備対策

火山災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

火山災害対策における「警備対策」は、風水害等災害対策編第4章第28節「警備対策」に準じる。

第27節 交通対策

火山災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、以下のとおり交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

火山災害対策における「交通対策」は、風水害等災害対策編第4章第29節「交通対策」に準じる。

第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、以下のとおり応急措置を講じる。

火山災害対策における「電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策」は、風水害等災害対策編第4章第30節「電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策」に準じる。

第29節 石油燃料供給対策

火山災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

火山災害対策における「石油燃料供給対策」は、風水害等災害対策編第4章第31節「石油燃料供給対策」に準じる。

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は以下のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

火山災害対策における「公共施設災害復旧」は、風水害等災害対策編第6章第1節「公共施設災害復旧」に準じる。

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、以下のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

火山災害対策における「民生安定のための金融対策」は、風水害等災害対策編第6章第2節「民生安定のための金融対策」に準じる。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続きのほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

火山災害対策における「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」は、風水害等災害対策編第6章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

第6章 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するとともに、以下の措置を講じる。

第1節 避難及び安全確保対策

火山噴火等が長期化した場合、避難の長期化等への対応が必要となる。町、県、国等防災関係機関は互いに連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、住民の安全を確保する。

1 避難の長期化に備えた対策

- (1) 町は県と協力し、火山活動の状況や防災対応の状況などの情報を正確に避難者に伝達する。
また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (2) 町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。指定避難所等においては、指定避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。宿泊施設、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応に当たる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

2 安全確保のための防災事業

- (1) 町及び県は、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。
- (2) 町、県及び国（内閣府、国土交通省）は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応

火山活動は小康状態となった後も再び活発化するおそれがあり、二次災害の危険があることから、避難指示等の解除に当たっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

1 避難指示等の解除について

- (1) 町は、避難指示等の解除を判断・決定するに当たり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除に当たって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。
- (2) 町、県、弘前警察署等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

2 規制範囲の縮小又は解除

- (1) 町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小又は解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。
- (2) 町は、迅速で適切な規制範囲の縮小のため、気象庁、火山専門家等が行う規制範囲内の観測機器の復旧や現地調査等の活動を支援する。
- (3) 弘前警察署、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3 一時立入

- (1) 町は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するに当たり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。
- (2) 弘前警察署、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第3節 被災者の生活支援対策

町及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力の下、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。また、風評被害への対処を行う。

1 生活支援対策

第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

2 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。町、県及び周辺市町村は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。

板 柳 町 地 域 防 災 計 画

(火山災害対策編)

令和 7 年 3 月 (予定)

編集発行：板柳町防災会議

事 務 局：板柳町役場 総務課

板柳町大字板柳字土井 2 3 9 番地 3

TEL 0 1 7 2 - 7 3 - 2 1 1 1
